

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成30年9月14日
【会社名】	株式会社フジタコーポレーション
【英訳名】	FUJITA CORPORATION Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 博章
【本店の所在の場所】	北海道苫小牧市晴海町32番地
【電話番号】	0144-84-8888
【事務連絡者氏名】	総務部総務課長 原田 慎吾
【最寄りの連絡場所】	北海道苫小牧市晴海町32番地
【電話番号】	0144-84-8888
【事務連絡者氏名】	総務部総務課長 原田 慎吾
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	第1回新株予約権証券 その他の者に対する割当 369,082円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 123,310,682円 第2回新株予約権証券 その他の者に対する割当 162,630円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 56,088,630円 （注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

##### （1）【募集の条件】

発行数	128,600個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	369,082円
発行価格	新株予約権1個につき2.87円 （新株予約権の目的である株式1株につき2.87円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年10月1日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フジタコーポレーション 総務部 北海道苫小牧市晴海町32番地
払込期日	平成30年10月1日（月）
割当日	平成30年10月1日（月）
払込取扱場所	株式会社北海道銀行 苫小牧支店

- （注）1．第1回新株予約権証券（以下、「第1回新株予約権」といい、下記「2 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）（1）募集の条件」で定義する第2回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成30年9月14日の取締役会決議により、発行を決議しております。
- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に第1回新株予約権の買取契約（以下、「第1回新株予約権買取契約」といい、下記「2 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）（1）募集の条件」で定義する第2回新株予約権買取契約とあわせて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3．第1回新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
- 4．振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第1回新株予約権の目的となる株式の総数は128,600株、第1回新株予約権割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第1回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 第1回新株予約権の行使価額は、平成30年10月3日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は520円とする。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 第1回新株予約権割当株式数の上限 128,600株(普通株式の発行済株式総数に対する割合は8.89%)</p> <p>6. 第1回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第1回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 67,241,082円(但し、第1回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 第1回新株予約権には、当社取締役会の決議等により残存する第1回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は、当社普通株式について1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第1回新株予約権の目的である株式の総数は128,600株(第1回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「第1回新株予約権割当株式数」という。)は1株)とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第1回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第1回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に第1回新株予約権割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第1回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、956円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、平成30年10月3日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。 また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第1回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	--

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第1回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第1回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>123,310,682円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第1回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第1回新株予約権を消却した場合には、第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の普通株式1株の発行価格</p> <p>第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第1回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第1回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第1回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第1回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 第1回新株予約権の行使期間</p> <p>平成30年10月2日(当日を含む。)から平成31年5月2日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第1回新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社北海道銀行 苫小牧支店</p>
新株予約権の行使の条件	第1回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第1回新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の1ヶ月以上前に第1回新株予約権者に通知することにより、第1回新株予約権1個当たり2.87円の価額（対象となる第1回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第1回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第1回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適用資金調達の方法を検討していたところ、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から新株予約権をEVO FUNDに割り当てる資金調達手法の提案を受け、当社の業務資本提携先である株式会社JFLAホールディングス（以下、「JFLA」といい、EVO FUNDとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間にかかる資金調達について協議を行ったところ、JFLAからも、新株予約権の一部を引き受ける旨の提案を受けました。当社としては、かかるJFLAが業務資本提携先であること、及びJFLAに対するこれまでの取引実績に伴う信頼から、JFLAが本新株予約権の割当予定先として適当であると判断し、JFLAによる出資もあわせて行う方法での資金調達について改めてEVOLUTION JAPAN証券株式会社とも協議を行った結果、両社に類似の新株予約権を割り当てる下記「(2) 資金調達方法の概要」記載の資金調達方法（以下、本新株予約権の発行と本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）の提案を受け、本スキームを採用するに至りました。当社は、本スキームを採用するにあたり、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに下記「(4) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、EVOLUTION JAPAN証券株式会社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、かつ、第1回新株予約権及び第2回新株予約権について全部コミットメント条項により当社は本件による資金調達の確実性を高めるとともに、第1回新株予約権について一部コミットメント条項により当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっていることから、当社の今後の成長にとって最善であると判断し、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社は、飲食部門（フランチャイジー事業12業態及びオリジナルブランド事業4業態）として、飲食店の運営を、物販部門（フランチャイジー事業3業態）として、宝くじ及び100円均一商品の販売並びにインターネットカフェの運営をしております。

近年、飲食業界においては、競合他社のみならず他業種・他業態との顧客獲得競争の激化に加え、原材料の高騰や人材確保難等が顕著であり、飲食業界における経営環境はより厳しさを増しております。かかる飲食業界における厳しい状況下で、飲食部門を主たる事業とする当社は、業績の悪化に直面しております。かかる業績悪化を受けて、当社は、飲食部門の立て直しのため、既存事業であるフランチャイズ加盟店の運営事業を立て直すこと、及びフランチャイズ本部事業の収益化を図ることが喫緊の課題であると認識しております。

これまで、当社は、として既存フランチャイズ加盟店の収益力回復のため、当社がフランチャイジーとして加盟する主力ブランドである「ミスタードーナツ」のフランチャイズ加盟店の売上向上を図ることを目的に、「ミスタードーナツ」の店舗の改装を順次進めてまいりました。また、としてフランチャイズ本部事業の収益化のため、業務資本提携先であるJFLAとの事業展開により、新規出店及び既存店舗の業態転換を行うとともに、フランチャイザーとして本格的な全国展開を目指し、オリジナルブランドであるかつ井・天井の「かつてん」のフランチャイズパッケージ開発等を共同で進めており

ます。さらに、エリアフランチャイザーとして熊本ラーメンの「らーめん おっぺしゃん」の北海道・東北地域における展開を見据えて取り組んでおります。

しかしながら、平成31年3月期第1四半期累計期間の業績は、売上高989百万円(前年同四半期比14.7%減)、営業損失33百万円(前年同四半期、営業損失14百万円)、経常損失36百万円(前年同四半期、経常損失22百万円)、四半期純損失41百万円(前年同四半期、四半期純損失21百万円)と、業績改善を達成するに至っておりません。

このことから、当社は、飲食部門における業績改善の一環として、以下のようにフランチャイズ加盟店の運営事業を立て直し、フランチャイズ本部事業の収益化をさらに推進することが必要であると判断し、その過程の中で新たな資金需要が生じることから、本資金調達を実施するものであります。

< フランチャイズ加盟店の運営事業立て直しのための資金調達 >

まず、当社の事業の柱であるフランチャイズ加盟店の運営事業については、「ベビーフェイスプラネット」、「牛角」に代表される他社の有力ブランドのフランチャイズ加盟店の出店を推進し、収益力の高い店舗を展開することが当該事業立て直しのための課題であると認識しております。

当社では近年、積極的な出店・改装を控え、既存店舗の客数及び客単価の向上のために、商品・サービス・販促施策の向上及び店舗内外の環境の維持管理に努める一方で、不採算店舗の閉店や不採算事業からの撤退及び譲渡を行い、経営改善に努めてまいりました。これらは一定の成果を上げましたが、一方で事業規模は縮小傾向にあります。

今後は、事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、早期に経営を成長軌道に乗せるため、収益力の高いフランチャイズ加盟店を出店していく予定であり、その出店に係る資金を確保する必要があると考えております。

< フランチャイズ本部事業の収益化を図るための資金調達 >

次に、フランチャイズ本部事業については、新たな加盟店を開拓するため、価値ある店舗を創出することが当該事業の収益化のための課題であると認識しております。

特に、オリジナルブランドである「かつてん」については、内外装デザイン、販売方法、動線の整備、メニュー開発及び販促手法等についてさらなる検討を行い、収益性の高いフラッグシップ店舗を創出、出店し、新たな加盟店の開拓を進めてまいります。また、かかるフラッグシップ店舗から得られたノウハウを他の直営店舗に共有し、ノウハウの共有により価値が向上した直営店舗を第三者に事業譲渡し、当社オリジナルブランドの加盟店を増やすことにより、フランチャイザーとしての安定したロイヤリティ収入の確保も目指してまいります。

フラッグシップ店舗の出店は、短期的には店舗売上の向上や店舗マネジメントの強化に、また中長期的には新たな加盟店の開拓を進め、ロイヤリティ収入の確保による安定した収益体制の確立に寄与いたします。

また、「らーめん おっぺしゃん」についても、新規店舗を出店することを計画しております。当該新規店舗については、収益性を高めた上で、将来的に第三者に事業譲渡を行うことにより、有力なフランチャイザーに転換することを企図しております。このように新規出店及び事業譲渡を通じて、中長期的にはロイヤリティ収入の増加に繋げていく予定であります。

以上の通り、フランチャイズ本部事業が、フランチャイズ加盟店の運営事業と並び、当社の事業の柱となるよう、フラッグシップ店舗の出店に係る資金を確保する必要があると考えております。

本資金調達により既存株主の皆様には一時的に株式価値の希薄化が生じることとなりますが、既存事業であるフランチャイズ加盟店の運営事業を立て直すこと、及びフランチャイズ本部事業の収益化をさらに推進することができれば、当社の企業規模が拡大し、中長期的には企業価値の向上を通じて株主の皆様利益に資するものと考えております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

[ 第1回新株予約権 ]

当社は、第1回新株予約権について、EVO FUNDとの間で、第1回新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。



## 行使コミット条項

### <コミット条項>

EVO FUNDは、第1回新株予約権の払込期日の翌日（当日を含みます。）から、その92価格算定日目の日（当日を含みます。）（以下「第1回全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下「第1回全部コミット期間」といいます。）に、EVO FUNDが保有する第1回新株予約権の全てを行使することをコミットします。

また、EVO FUNDは、第1回新株予約権の払込期日の翌日（当日を含みます。）から、その47価格算定日目の日（当日を含みます。）（以下「第1回前半コミット期限」といいます。）までの期間（以下「第1回前半コミット期間」といいます。）に、51,500株相当分以上の第1回新株予約権を行使することをコミットします。かかる第1回全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立できると考えております。

なお、本日時点で想定される取引日を前提とし、市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、第1回全部コミット期限は平成31年2月19日（第1回新株予約権の払込期日の翌日から起算して92価格算定日目の日）、第1回前半コミット期限は平成30年12月7日（第1回新株予約権の払込期日の翌日から起算して47価格算定日目の日）となる予定ですが、この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、第1回全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合（以下「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第1回全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計4回（20価格算定日）を上限とします。）。第1回前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第1回前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計2回（10価格算定日）を上限とします。）。

なお、第1回全部コミット期間及び第1回前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

### <コミットの消滅>

第1回前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う第1回前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、第1回前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。同様に、第1回全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う第1回全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、第1回全部コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。

また、第1回全部コミット及び第1回前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは、第1回新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により任意の数の第1回新株予約権を行使することができます。

### 行使価額の修正

第1回新株予約権の行使価額は、平成30年10月3日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、EVO FUNDと議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、EVO FUNDの投資家としての収益確保のためにディスカウント率を8%として計算することとしました。但し、当該金額が第1回新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

第1回新株予約権の下限行使価額は520円としますが、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

## 〔第2回新株予約権〕

当社は、第2回新株予約権について、JFLAとの間で、第2回新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

## 行使コミット条項

## ＜コミット条項＞

JFLAは、第2回新株予約権の払込期日の翌日（当日を含みます。）から、その142価格算定日目の日（当日を含みます。）（以下「第2回全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下「第2回全部コミット期間」といいます。）に、JFLAが保有する第2回新株予約権の全てを行使することをコミットします。かかる第2回全部コミットが存在することで、当社による資金調達の実現性を高めることができると考えております。

なお、本日時点で想定される取引日を前提とし、市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、第2回全部コミット期限は平成31年5月2日（第2回新株予約権の払込期日の翌日から起算して142価格算定日目の日）となる予定ですが、この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、第2回全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第2回全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計4回（20価格算定日）を上限とします。）。

なお、第2回全部コミット期間についても、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

## ＜コミットの消滅＞

第2回全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う第2回全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、第2回全部コミットに係るJFLAのコミットは消滅します。

また、第2回全部コミットに係るJFLAのコミットは、第2回新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。なお、このコミットの消滅後も、JFLAは、その自由な裁量により任意の数の第2回新株予約権を行使することができます。

## 行使価額の修正

第2回新株予約権の行使価額は、第1回新株予約権と同じ条件で修正されます。

## 行使数量制限

第2回新株予約権は、第1回新株予約権が残存している期間中において、本新株予約権の払込期日時点における発行会社の上場株式数の10%に相当する株式数から、JFLAが第2回新株予約権を行使しようとする日の属する暦月の初日時点（本新株予約権の発行月においては割当日）において残存する第1回新株予約権の数量を差し引いた数量が、当該暦月において行使可能な上限となります。但し、当該計算により算出された数量が0以下の場合には、JFLAは、当該暦月において第2回新株予約権を行使することができません。

## 売却制限

JFLAは当社と、第1回新株予約権が残存している期間中は当社の普通株式を売却しない旨約しております。第1回新株予約権の全てが行使完了又は取得等により消滅した日から5取引日が経過した日以降、当社の普通株式を売却することができます。

## (3) 本スキームの特徴

第1回新株予約権及び第2回新株予約権による資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

## 〔メリット〕

## 短期間における確実な資金調達

第1回新株予約権（対象となる普通株式数128,600株）は、原則として平成31年2月19日までに、第2回新株予約権（対象となる普通株式数58,500株）は、原則として平成31年5月2日までに、それぞれ全部行使（全部コミット）されます。

## 時期に応じた資金調達

第1回新株予約権全部コミット及び第2回新株予約権全部コミットに加え、原則として平成30年12月7日までに、第1回新株予約権の40%（対象となる普通株式数51,500株）の行使もコミット（前半コミット）されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達が両立することができます。

## 最大交付株式数の限定

第1回新株予約権の目的である当社普通株式数は128,600株、第2回新株予約権の目的である当社普通株式数は58,500株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

資本政策の柔軟性が確保されていること

第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、第1回新株予約権は1個当たり2.87円、第2回新株予約権は1個当たり2.78円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。なお、本買取契約において、発行会社は、全部行使コミットに係る割当予定先の義務が消滅していない場合、本新株予約権の一部又は全部を取得することができない旨が定められる予定です。

#### [デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の前営業日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の前営業日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には、コミット期間延長事由に該当し、コミットが消滅することとなる場合があります。さらに、行使価額が下限行使価額を下回ることとなる株価水準においては、行使が進まない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先のうち、EVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

#### (4) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

##### (a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることが一般的であることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

##### (b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

##### (c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、割当先として適切な投資家を見つけることが難しいことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## C B

C Bは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となること現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造を採用する場合には、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・オファリング)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・オファリングには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が必ずしも多くなく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあり、また、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達金額が全額負債となるため、当社の財務状況に鑑みると、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社はEVO FUNDとの間で、本有価証券届出書の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める第1回新株予約権買取契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
第1回新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である藤田博章は、その保有する当社普通株式について、EVO FUNDへの貸株を行う予定です。  
EVO FUNDは、第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分をしないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
EVO FUNDは、当社との間で締結予定の第1回新株予約権買取契約の規定により、第1回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされます。但し、EVO FUNDが、第1回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 7. 第1回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第1回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等 新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第1回新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第1回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で同「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が前号に定める口座に入金された日に発生します。

## 8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第1回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第1回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

## 9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第1回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）】

## (1) 【募集の条件】

発行数	58,500個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	162,630円
発行価格	新株予約権1個につき2.78円 （新株予約権の目的である株式1株につき2.78円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年10月1日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フジタコーポレーション 総務部 北海道苫小牧市晴海町32番地
払込期日	平成30年10月1日（月）
割当日	平成30年10月1日（月）
払込取扱場所	株式会社北海道銀行 苫小牧支店

(注) 1. 第2回新株予約権証券（以下、「第2回新株予約権」といいます。）については、平成30年9月14日の取締役会決議により、発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に第2回新株予約権の買取契約（以下、「第2回新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 第2回新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 第2回新株予約権の目的となる株式の総数は58,500株、第2回新株予約権割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第2回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 第2回新株予約権の行使価額は、平成30年10月3日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各価格算定日においてそれぞれ基準行使価額に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は520円とする。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 第2回新株予約権割当株式数の上限 58,500株(普通株式の発行済株式総数に対する割合は4.04%)</p> <p>6. 第2回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第2回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 30,582,630円(但し、第2回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 第2回新株予約権には、当社取締役会の決議等により残存する第2回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は、当社普通株式について1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>第2回新株予約権の目的である株式の総数は58,500株(第2回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「第2回新株予約権割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第2回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第2回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に第2回新株予約権割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第2回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における行使価額は、当初、956円とする。</p>

## 3. 行使価額の修正

行使価額は、平成30年10月3日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。

また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

## 4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、第2回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、行使価額調整式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第2回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第2回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>56,088,630円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第2回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第2回新株予約権を消却した場合には、第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>



新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の普通株式1株の発行価格 第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第2回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第2回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第2回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第2回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1. 第2回新株予約権の行使期間 平成30年10月2日(当日を含む。)から平成31年7月16日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第2回新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社北海道銀行 苫小牧支店</p>
新株予約権の行使の条件	第2回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第2回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の1ヶ月以上前に第2回新株予約権者に通知することにより、第2回新株予約権1個当たり2.78円の価額(対象となる第2回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第2回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第2回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」をご参照ください。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社はJFLAとの間で、本有価証券届出書の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める第2回新株予約権買取契約を締結いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
JFLAは、当社との間で締結予定の第2回新株予約権買取契約の規定により、第2回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされます。但し、JFLAが、第2回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません(但し、JFLAは、上記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2)資金調達方法の概要 [第2回新株予約権] 売却制限」に定める規定を遵守する必要があります。)
7. 第2回新株予約権の行使請求の方法  
(1) 第2回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。  
(2) 第2回新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。  
(3) 第2回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で同「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該第2回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第2回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
第2回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第2回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
179,399,312	6,000,000	173,399,312

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(531,712円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額(178,867,600円)を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権評価費用、弁護士費用、届出書データ作成料、登記関連費用、その他諸費用(株式事務手数料、外部調査費用等)の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

当社は、飲食部門における新規出店のための資金確保を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計173,399,312円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通りです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規店舗(フランチャイズ加盟店事業)出店	83	平成30年10月～平成32年3月
新規店舗(フランチャイザー本部事業)出店	90	平成30年10月～平成32年3月
合計	173	

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記表中の「具体的な使途」につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定ですが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、実際の差引手取額に応じて、各具体的な使途への充当金額を適宜変更する場合があります。その場合には、適時、適切に開示する予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、別途の資金調達の実施により充当金額の不足分を賄うことも検討する予定です。その場合にも、適時、適切に開示する予定です。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、当該超過額については、上記の事業計画の遂行の上で適切な配分等を勘案しそれぞれの費用に充当することを想定しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

## 新規店舗(フランチャイズ加盟店事業)出店

事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、早期に経営を成長軌道に乗せるため、収益力の高いフランチャイズ加盟店を北海道・東北地域において2店舗出店する予定であります。収益力の高い店舗を出店することは、当社が早期の安定的な黒字化を達成するために、必須であると判断しております。

出店費用については、出店するブランド、地域及び店舗の面積により変動しますが、1店舗当たり、加盟金、設計費、建築設備工事費及び厨房機器購入費等で30～50百万円程度を見込んでおり、平成30年10月から平成32年3月にかけて2店舗で83百万円を充当する予定であります。

## 新規店舗(フランチャイザー本部事業)出店

上記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由(1)資金調達の目的」に記載の通り、フランチャイズ本部事業の収益化を図るため、「かつてん」においては、フラッグシップ店舗の出店による店舗価値向上とこれによる加盟店の開拓、及びフラッグシップ店舗出店により創出された優良店舗の事業譲渡の両軸によって、安定したロイヤリティ収入を確保することが必要であると考えております。

また、「らーめん おっべしゃん」については、将来の事業譲渡を見込める店舗を北海道・東北地域において出店したいと考えております。

出店費用については、地域及び店舗の面積により変動しますが、1店舗当たり、設計費、建築設備工事費及び厨房機器購入費等で30百万円程度を見込んでおり、平成30年10月から平成32年3月にかけて3店舗で90百万円を充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

&lt; EVO FUND &gt;

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りです。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	1米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

&lt; J F L A &gt;

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社JFLAホールディングス
	本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号
	直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第12期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日) 平成30年6月29日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第13期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日) 平成30年8月13日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	JFLAは、当社の普通株式374,000株(発行済株式数の24.19%)を保有しております(平成30年3月31日現在)。
	人事関係	JFLAの役職者1名が当社の社外取締役を兼任しております。また、当社はJFLAの子会社から出向者2名を受け入れております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	当社とJFLAは、平成28年3月に業務資本提携契約を締結しております。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社は、飲食部門における新規出店に係る資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、平成30年6月に、EVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。かかる提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、その後下記 記載の経緯により、当社の大株主であるJFLAも割当予定先候補となり、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案し、割当予定先と協議した結果、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、EVO FUNDが本スキームによる投

資実績を有していること、JFLAが当社の業務資本提携先であること及びJFLAに対するこれまでの取引実績に伴う信頼があることを理由として、最終的に本新株予約権の割当予定先としてEVO FUND及びJFLAを選定いたしました。

#### EVO FUND

EVO FUNDは、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免稅有限責任会社)であります。EVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるブライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

EVO FUNDの関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

#### JFLA

EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本スキームの提案を受けた当初は、本新株予約権の全てをEVO FUNDに割り当てる想定でございました。しかし、以下のような経緯で、EVO FUNDに加えて、JFLAを本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

JFLAは、平成25年度から「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げ、外食(販売)事業から流通及び生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、平成30年度から「食のバリューチェーンのグローバルリーディングカンパニー」を目指し、「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化」の各課題へ積極的に取り組み、国内外において事業規模の拡充に努めております。飲食事業においては、外食フランチャイズ加盟店もしくはフランチャイズ本部として、「牛角」、「どさん子」等のフランチャイズ加盟店を中心に、全国で871店舗(平成30年6月30日現在)の飲食店を展開しております。当社とJFLAとは、平成28年3月に業務資本提携契約を締結し、様々な取り組みによりシナジー創出を追求してまいりました。

EVOLUTION JAPAN証券株式会社から新株予約権による資金調達手法の提案を受け、JFLAとの間でかかる資金調達について協議を行ったところ、JFLAからも、新株予約権の一部を引き受ける旨の提案を受けました。

当社としては、JFLAが業務資本提携先であること、及びJFLAに対するこれまでの取引実績に伴う信頼から、JFLAを本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

#### (3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、187,100株であり、その内訳は以下の通りです。

EVO FUND：第1回新株予約権(128,600株)

JFLA：第2回新株予約権(58,500株)

#### (4) 株券等の保有方針

##### EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む第1回新株予約権買取契約を締結する予定です。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ．割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

J F L A

当社は、J F L Aから、第2回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、原則として中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む第2回新株予約権買取契約を締結する予定です。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、制限超過行使を行わせないこと。

イ．割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

EVO FUND

EVO FUNDの払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年7月31日時点における現金及び有価証券等の残高報告書を確認しており、払込期日において第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

J F L A

当社は割当予定先であるJ F L Aから自己資金で充当可能であると伺っております。なお、当社は同社が平成30年8月13日付で提出した平成31年3月期第1四半期報告書に含まれる連結貸借対照表の中で、平成30年6月30日現在の現金及び預金を確認しており、第2回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第2回新株予約権の行使に必要なかつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

EVO FUND

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介されたEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所:東京都港区赤坂2-8-11-4F 代表取締役:羽田寿次)に割当予定先であるEVO FUND、その100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、当該調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## JFLA

JFLAは、東京証券取引市場JASDAQ（スタンダード）に上場しており、JFLAが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、JFLA又は同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間でそれぞれ締結予定の本買取契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません（但し、JFLAは、上記「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要 [第2回新株予約権] 売却制限」に定める規定を遵守する必要があります。）。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）に依頼しました。当該算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提（割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト並びに新株予約権の発行コストが発生することを含みます。）を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、第1回新株予約権1個の払込金額を2.87円、第2回新株予約権1個の払込金額を2.78円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年9月13日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し8%下回る額としました。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたって、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）の意見として、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数187,100株（議決権数1,871個）は、平成30年3月31日現在の発行済の当社普通株式数1,446,400株及び議決権数14,460個を分母とする希薄化率は12.94%（小数点以下第三位を四捨五入）（議決権ベースの希薄化率は12.94%（小数点以下第三位を四捨五入））に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載した各資金使途に充当することで、今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務状況の改善に見込んでおります。よって、本新株予約権による資金調達は当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は15,980株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しており、第1回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式

数128,600株を、EVO FUNDの全部コミット期間である92価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は約1,398株(直近平均6ヶ月平均出来高の約8.7%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、第2回新株予約権が全て行使された場合においても、交付されることとなる当社普通株式数58,500株を、JFLAの全部コミット期間である142価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は約412株(直近平均6ヶ月平均出来高の約2.6%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大187,100株(議決権1,871個)ですが、新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
(株)JFLAホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号	374,000	25.86	432,500	26.48
藤田 博章	北海道苫小牧市	225,600	15.60	225,600	13.81
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	-	-	128,600	7.87
林 昭男	東京都千代田区	46,300	3.20	46,300	2.84
(株)ダスキン	大阪府吹田市豊津町1番33号	145,100	3.12	145,100	2.76
藤田 健次郎	北海道苫小牧市	43,900	3.04	43,900	2.69
藤田 竜太郎	北海道苫小牧市	43,600	3.01	43,600	2.67
福室 太郎	東京都新宿区	37,500	2.59	37,500	2.30
フジタコーポレーション従業員 持株会	北海道苫小牧市晴海町32番地	33,700	2.33	33,700	2.06
フジタコーポレーション取引先 持株会	北海道苫小牧市晴海町32番地	27,700	1.92	27,700	1.70
計	-	977,400	60.68	1,164,500	65.18

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日時点の総議決権数(14,460個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(1,871個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

4. 平成30年8月1日付で、(株)JFLAホールディングスは、(株)アスラポート・ダイニングから社名を変更しております。また、同社の「住所」欄には平成30年7月1日付の本店移転後の本店所在地を記載しております。

5. (株)ダスキンの「所有株式数」及び「割当後の所有株式数」には、議決権を有しないIA種優先株式100,000株を含めて記載しております。

6. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当



社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第40期)及び四半期報告書(第41期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年9月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成30年9月14日)現在において変更の必要はないと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第40期)の提出日(平成30年6月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年9月14日)までの間において、以下の臨時報告書を北海道財務局長に提出しております。

(平成30年6月29日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

平成30年6月28日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役4名選任の件

藤田博章氏、藤田健次郎氏、清水清作氏、遠藤大輔氏を取締役に選任するものであります。

###### 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

菊池廣之氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案			-		
藤田 博章	10,328	474	-	（注）	可決 95.61
藤田 健次郎	10,329	473	-	（注）	可決 95.62
清水 清作	10,329	473	-	（注）	可決 95.62
遠藤 大輔	10,329	473	-	（注）	可決 95.62
第2号議案					
菊池 廣之	10,330	472	-	（注）	可決 95.63

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第40期）	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第41期第1四半期）	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月10日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

### 清明監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 島貫 幸治 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北倉 隆一 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジタコーポレーションの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーションの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジタコーポレーションの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社フジタコーポレーションが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月10日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

### 清明監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      北 倉   隆 一      印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      今 村   敬      印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジタコーポレーションの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第41期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーションの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。